

監事	早 川 和 美	八代郡鏡町大字上鏡 441 番地の 1
”	吉 田 喜一郎	八代市植柳新町 1 丁目 24 号 14 番地
就任		
理事	中 島 隆 利	八代市上野町 1983 番地
”	福 嶋 達 期	八代郡鏡町大字貝洲 156 番地
”	市 村 慎 一	八代郡千丁町大字古閑出 1906 番地の 1
”	平 岡 啓 輔	八代郡宮原町大字宮原村 163 番地
”	折 口 昭 博	八代市高下東町 389 番地
”	本 島 曉	八代郡千丁町大字太牟田 449 番地の 2
”	湯 野 芳 春	八代市郡築 2 番町 33 番地
”	吉 永 隆	八代市上日置町 2569 番地
”	上 村 満	八代市田中町 315 番地
”	松 岡 建 昭	八代郡鏡町大字貝洲 1164 番地
”	三 角 辰 次	八代市植柳上町 664 番地
”	松 永 久 彦	八代市催合町 830 番地
”	千代永 義 光	八代市水島町 2201 番地の 16
”	兵 藤 敏 行	八代市敷川内町 710 番地
”	西 村 誠 二	八代市日奈久竹之内町 3267 番地
監事	早 川 和 美	八代郡鏡町大字上鏡 441 番地の 1
”	藤 本 繁 成	八代市水島町 2522 番地

熊本県公告第 629 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 15 年 2 月 3 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により荒尾市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 15 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンショー原万田店
熊本県荒尾市原万田字八反田 618-3
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局振興調整室
平成 15 年 8 月 29 日から平成 15 年 9 月 28 日まで

熊本県公告第 630 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 15 年 3 月 17 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 15 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ北熊本店 熊本県熊本市清水町大窪馬場狭 33
ホームプラザナフコ健軍店 熊本県熊本市錦ヶ丘 30-10
ホームプラザナフコ江津店 熊本県熊本市江津二丁目 298 外
ホームプラザナフコ黒髪店 熊本県熊本市黒髪一丁目 1 番外
- 2 市町村意見の概要
届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 15 年 8 月 29 日から平成 15 年 9 月 28 日まで